

令和7年江南市教育委員会11月定例会会議録

開催年月日 令和7年11月5日（水）

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	高 田 和 明
	教育長職務代理者	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課長兼学校給食課長	仙 田 隆 志
教育課管理指導主事（統括幹）	長 岡 晃 臣
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	稻 波 克 純
子育て支援課長	長谷川 崇

事務局職員	教育課主幹	源 内 隆 哲
	教育課主任	平 田 千 明

傍聴者数 0名

議事日程	日程第1 会議録署名者の指名
	日程第2 教育長諸案件報告
	日程第3 議案
	第68号 学校給食費の改定について
	第69号 江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について
	第70号 医療的ケア実施に係る看護師配置要綱の制定について
	第71号 「ハンドボールの体験会」の後援名義使用について
	第72号 江南市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
	日程第4 協議題
	夏季休業前の熱中症対策臨時休業日の試行継続について
	日程第5 報告事項
	1. 江南市立学校における食物アレルギー対応マニュアルについて
	2. 江南市民文化会館運営委員について

3. 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
 4. 市教育委員会事務局各課行事予定について
-

午前 9 時 30 分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、教育長において、岩田正武委員、後藤鎮全委員を指名いたします。

△日程第 3 教育長諸案件報告

1 学校状況視察（令和 7 年 10 月 16 日・24 日・28 日）

- ・不登校対策としての校内教育支援センターの取組
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応
- ・令和 8 年度以降の部活動の在り方
- ・教職員の働き方改革としての取組 等

2 丹葉地方事務協議会（10 月会議）

- ・令和 8 年度丹葉地方事務協議会教職員定期人事異動方針
- ・令和 8 年度丹葉地方事務協議会重点目標と事業計画 等

3 人事（10/2～11/5）

出産休暇 育児休業 退職（任期付任用）
臨時の任用（産休補充・育休補充）

4 第 77 回愛知県教育表彰被表彰者（令和 7 年 11 月 17 日）

【学校教育部門】 村 良弘 氏 元江南市立古知野南小学校長

5 その他

○令和7年度東海北陸六県市町村教育委員会連合会講演会（令和7年10月9日）

「心の危機の理解と学校における支援の在り方－自傷行為・オーバードーズを中心に－」

愛知淑徳大学 心理学部 清瀧裕子 教授

○令和7年度尾張部都市教育長会及び尾張部町村教育長会合同会議

（令和7年10月29日）

当面する人事行政諸課題への対応…不祥事根絶、業務量管理・健康確保措置実施計画等

○2025こうなん産業フェスタ 夜の親子連だこあげ大会

（令和7年11月8日）

○江南市教育支援委員会

（令和7年11月18日）

○県民の日学校ホリデー

（令和7年11月21日）

△日程第3 議案第68号 学校給食費の改定について

○教育長 日程第3、議案に入ります。議案第68号、学校給食費の改定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（学校給食課長 資料に基づき説明）

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありますか。

○山田委員 只今、ご説明をいただき、どのような経緯で値上げを検討されているのか、大変よくわかりました。物価高騰については、現在、全国で問題になっており、子供たちに安心安全な栄養価の高い給食を提供していただきたいと思っておりますので、文科省等で指定されている数値を下がることのない給食を提供していただきたいと思っています。その前提でお伺いいたしますが、米飯等の物価上昇率については、約20%という数値が出ています。昨今、お米に関しまして、古米や古々米などもありますが、子どもたちに提供しているお米は、どのようなものを提供されているのか、お伺いします。

○学校給食課長 学校給食会では、地元であります愛知県内のJAから米飯を確保するということで、現段階で、各自治体に令和8年度に米飯は何回なのかという調査が来ており、それを集計して総数を確保するように努めているところです。その確保が終わったときに、最終的な価格が決まるのが2月の末になります。古米や古々米につきましては、採用しておりません。

○山田委員 わかりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について

○教育長 続いて、第69号、江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありますか。

○山田委員 実施要綱案の第6条について、看護師は、教育委員会、当該学校の教職員及び保護者の立ち会いの下で、主治医の研修を受けることになっています。その中で、教育委員会と当該学校の教職員に対しては、具体的にどのような人が考えられているのか、お伺いします。

○管理指導主事 学校の教職員につきましては、養護教諭または管理職を想定しております。教育委員会につきましては、指導主事を想定しております。

○山田委員 わかりました。野外学習など外での活動の機会もあると思いますが、その時の対応はどのように想定されているのでしょうか。また、放課後子ども教室や学童保育への入室を希望されるケースや登下校の対応についても、どのような形になることを想定しているのでしょうか。

○教育課長 そのあたりにつきましては、保護者の方との協議になると考えております。派遣契約になりますので、時間で単価が変わってまいります。8時から5時まではこの単価、5時以降はこの単価、というような単価契約をして、実績でお支払いをしていく契約になりますので、ご要望があれば対応できると考えております。学童保育などにつきましては、要綱第1条の目的として、「学校生活における」としておりますことから、要綱の対象外と考えております。

○子育て支援課長 現在の学童保育と放課後子ども教室では、医療的ケアを必要とする児童は、お見えになっておりません。子育て支援課の現在の体制で対応しようとすると、安全を確保できる体制が整っていないため、利用自体はお断りする形になると思います。看護師の配置とかの予算措置も含めて整備した上でなければ受け入れることは難しいと考えております。

○後藤委員 登下校については、「学校生活における」から外れることはないでしょうか。

○教育課長 文部科学省の方針におきましても、登下校時の障がいのある方への支援は必要とされておりすることから、要綱の対象になると考えております。

○後藤委員 わかりました。

○岩田委員 看護師の派遣については、必要な時間、必要な場面において、医療的ケアができればいいので、個別の事例によって大分変わってくるというのが正直なところであります。登下校も含めてとなると、やはり協議して、できることできないことはつきりしないといけないのではないかと思います。運用面だと思いますが、学校生活を送れるよう、様々な支援ができるように、よろしくお願ひします。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第 69 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 70 号 医療的ケア実施に係る看護師配置要綱の制定について

○教育長 続いて、第 70 号、医療的ケア実施に係る看護師配置要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 素朴な疑問ですが、先ほどの議案 69 号の要綱と、この 70 号の要綱を分ける必要があったのでしょうか。

○教育課長 看護師の配置基準と職務などについて、具体的に定めているものがこの要項になります。

○岩田委員 わかりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第 70 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 71 号 「ハンドボールの体験会」の後援名義使用について

○教育長 続いて、第 71 号、「ハンドボールの体験会」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 申請団体は、江南市の協会や連盟などの加盟団体になっているのでしょうか。また、申請書の目的として、部活動地域移行に伴う受入体制を整えるとの文言がありますが、江南市の地域移行は、このような団体にお願いするようなことは、スケジュール的に進めていないということで、地域移行に関しては、江南市としての目的には合っていないような気がするのですが、どのようにでしょうか。

○スポーツ推進課長 1 点目の江南市スポーツ協会等の加盟につきましては、こちらのハンドボールスクールは加盟しておりません。2 点目の地域部活動との関係につきましては、江南市の現状として、こちらの団体にお願いする予定はございません。今後、国の動向がありますけれども、地域クラブへの転換ということで、正式にクラブを認定していくのは、各自治体の方で認定する形になります。

規約等を拝見させていただきますと、運動部活動の地域移行の認定には当てはならない箇所がございますので、申請がなされても江南市が認定することは今のところございません。

○岩田委員 わかりました。もう 1 つ、事業経費内訳書について、収入と支出が 0 円となっておりますが、収入及び支出が 0 円で、この体験活動ができるとはないと思うのですが、そのあたりについて、団体からの説明はありましたか。

○スポーツ推進課長 収支についてですが、誠信高校江南キャンパスの体育館を利用しているため、体験会のみについて経費は無料とお聞きしております。また、役員につきましては、無報酬で行っていることをお聞きしております。

○後藤委員 この申請については、江南市の教育委員会に対しては、誠信高校江南キャンパスの体育館で行われる 12 月 13 日のみの申請ということでおろしいでしょうか。チラシには他のところも記載されているのですが、それぞれの開催地で、開催地の教育委員会にそれぞれ申請されている、という認識でおろしいでしょうか。

○スポーツ推進課長 チラシの内容についてですが、12 月 13 日の江南市の会場だけで出されているとお聞きしております。裏面を見ていただきますと申請予定のそれぞれの教育委員会についても、後援があり載せる予定ですとお聞きしております。

○後藤委員 このチラシを見た人が裏面の後援についても江南市教育委員会が後援していると思われてしまうので、チラシ自体は表現が良くないと思います。

○教育長 他の会場についてまで後援することはできないということですね。これまでの意見をまとめてみると、目的のところが部活動の地域移行、地域展開を見据えたものであるということですが、これが江南市の目指している認定の地域クラブとはそぐわないところがあると言う事なので、この点を鑑みたときに、これを可決することができるのかというところに、疑義が残るというご判断があつたように思います。

○山田委員 只今 2 人の委員から質問されたことについて、私も同様のことを思っておりましたので、意見ということにさせていただきたいと思います。

○教育長 質疑もついたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 71 号を採決いたします。本案については原案を否決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は否決されました。

議案第 72 号 江南市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

○教育長 続いて、第 72 号、江南市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
議案第 72 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 協議題 夏季休業前の熱中症対策臨時休業日の試行継続について

○教育長 日程第 4、協議題に入ります。夏季休業前の熱中症対策臨時休業日の試行継続についてを協議いたします。事務局の説明ですが、こちらにつきましては、私の方から説明させていただきます。

(教育長 資料に基づき説明)

○教育長 以上、説明をさせていただきました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 アンケート結果についてですが、表の部分が見難いと思います。継続希望について、「有、無」と表記されておりますが、「賛成、反対」の方が良いと思います。このあたりの表が少し見難いので、工夫していただくのが良いのではないでしょうか。また、試行となっておりますが、来年度も試行とするのはどのような考えなのでしょうか。

○教育長 試行をはずしてしまいますと、学校管理規則の改正についても場合によつては検討する必要があると考えております。

○岩田委員 様々な理由が記載されていますが、熱中症対策として有効か否かが重要であると思っています。今年度試行しました 3 日間が熱中症対策として有効であったと判断するのであれば継続で良いし、体育館にエアコンも設置されます、ネッククーラーの冷凍庫も設置しましたなど、今後、熱中症対策が他でなされた場合には、やめることも検討できるのではないかでしょうか。そのあたりの判断が難しいので、継続して考えていく必要があると思います。

○教育長 熱中症対策が 1 丁目 1 番地であるから、そのことについて、しっかりと記述すべきであるというのが 1 つです。試行という言葉を使うのは、まだ始めたところでの課題が見えてきておりますので、課題を解決しながら続けるのか、それともやめるべきなのか、という判断をするための検証の期間が必要であり、そのための試行という理解でいいのではないかと思います。もう 1 つは、教育委員会としてアンケートをとった以上、そのアンケート結果については、フィードバックをしていく必要がありますので、タイミングを逸することなく、皆さんに伝えていくことは必要だろうと考えております。今回、初めての取組みの中で、臨時休業日の意義というものについて、どれだけの方が話し合い、感じ取ってい

ただけたかというところも大事な部分であり、それを鑑みますと「いいえ」と答えている方についても、意義があると答えている方が一定数あるわけで、その意義を感じていただけているならば、課題を解決しながら試行をもう1年続けてみることが必要ではないかということを、今回の決定に至った経緯としてご説明をさせていただきたいと思っています

○山田委員 保護者への配布文書の裏面にアンケート結果の概要が載っていますが、表裏の両面を保護者宛に配布予定ということでおよろしいでしょうか。

○教育長 そのとおりです。

○山田委員 アンケートの回答総数が48.4%であったとのことですが、48.4%の記載がないため、保護者宛の配布文書の中段、「アンケート結果では試行を望まれるご意見は5割に届いておりませんが」という記載が、全体の5割と読み取れてしまう文面になっています。誤解が生じるのではないかと思いました。

○教育長 2つのご意見をいただきました。1つは、この会議の中では回収率等について、数字をお示ししたのですが、このアンケート結果の配布予定の中には、回収率が書かれていなかったため、誤解が生まれてはいけないので、追記が必要であること。もう1つは、小学校の現状が保護者の方にとってみると、先生にとってのお休みの時間というような認識、夏休みという捉え方になってしまっているのではないか。働き方改革として、それを進めている部分もあるのですが、そこについての書き方が丁寧に伝わるように書けるといいのでは、というご意見であつたと理解しました。

○後藤委員 学校状況視察で各学校を回らせていただきまして、それぞれの小学校の先生方からは、来年も継続してほしい声が多いと思いました。やはり現場で仕事をしている方のご意見を尊重して進めればいいのではないかと私は思います。

○山田委員 私は、試行継続には賛成です。普通ではない暑さが過去何年か続いている中では命に関わるような状況もありました。保護者には、あらかじめできるだけ早めに日程をお知らせすることが必要であり、どこを試行日にするかを検討した結果、夏休みの始まりに設定した経緯があります。そこをどのように学校が生かすのか、どうするかは学校の判断に任せています。学校で判断していただいた結果が、学校状況視察やアンケート結果だと受けとめています。方向性が固まつてくる時期までは、試行という意味で継続をすればいいのではないかと思います。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について、ご意見のありました部分を加筆修正した上で試行の継続について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

△日程第5 報告事項

- 1 江南市立学校における食物アレルギー対応マニュアルについて
- 2 江南市民文化会館運営委員について
- 3 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
- 4 市教育委員会事務局各課行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会11月定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会